

定期報告 調査内容と調査者

■定期調査報告（建築物）

○定期調査の項目

	部位	調査の項目
1	敷地及び地盤	①地盤、②敷地、③敷地内の通路、④塀等、⑤擁壁
2	建築物の外部	①基礎、②土台、③外壁
3	屋上及び屋根	①屋上面、②屋上回り、③屋根、④機器及び工作物
4	建築物の内部	①防火区画、②壁の室内に面する部分、③床、④天井、⑤防火設備、⑥照明器具、懸垂物等、⑦居室の採光及び換気、⑧石綿等を添加した建築材料
5	避難施設等	①令第120条第2項に規定する通路、②廊下、③出入口、④屋上広場、⑤避難上有効なバルコニー、⑥階段、⑦排煙設備等、⑧その他の設備等
6	その他	①特殊な構造等、②避雷設備の状況、③煙突

○調査資格者

1級建築士、2級建築士

国土交通大臣から資格者証の交付を受けた者（特定建築物調査員）

■定期検査報告（建築設備等）

○定期検査の対象

昇降機等	エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機（フロアタイプのものに限る。）、ウォーターシャフト、コースター、オクトパス、メリーゴーランド、観覧車、飛行塔 等
防火設備	①法令で指定された特定建築物に設けられる防火設備 ②出雲市建築基準法施行規則で指定された特定建築物に設けられる防火設備 ③以下に掲げる用途のうち、床面積が200㎡以上の建築物に設けられる防火設備 ・病院、診療所（患者の収容施設のあるものに限る。） ・共同住宅（サービス付き高齢者向け住宅に限る。） ・寄宿舍（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。） ・就寝用途の児童福祉施設等

○検査資格者

1級建築士、2級建築士

国土交通大臣から資格者証の交付を受けた者（昇降機等検査員又は防火設備検査員）